議 案 第 195 号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を 定める条例案

(趣 旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項 の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども 園」という。)の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(認定こども園の認定の要件)

第3条 第1条の要件は、次条から第14条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「設備運営基準」という。)(第二 二後段、第四 九後段、第五、第七、第八 三、第八 五及び第八 六を除く。)に定めるところによる。

(1学級の子どもの数)

- 第4条 1学級の子どもの数は、35人以下とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該学年の初めの日の前日において満3歳である子ど ものみで編制される学級の子どもの数は、25人以下とする。ただし、教育及び保育 を適切に行うことができると市長が認める場合にあっては、この限りでない。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを 原則とする。

(調理員の配置)

第5条 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、設備運営基準 第四 七ただし書の規定により当該認定こども園外で調理し搬入する方法により食 事の提供を行う認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(園舎に備えるべき設備)

- 第6条 園舎には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又 は設備を備えなければならない。
 - (1) 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 調乳のために必要な 器具又は設備
 - (2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった子どもの沐浴のための専用の設備をいう。 以下同じ。)
 - (3) 満2歳以上満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 シャワー 設備 (シャワーを用いて行う子どもの衛生的かつ安全な沐浴のための専用の設備 (沐浴用設備を除く。)をいう。)
- 2 園舎の乳児室又はほふく室の面積は、満1歳未満の子ども1人につき5.0平方メートル以上、満1歳以上満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。
- 3 保護者からの利用に係る申込みがあり、前項の要件に適合させることにより当該申込みに係る子どもの保育を当該申込みに係る認定こども園において行うことができない場合において、当該認定こども園における子どもの受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該認定こども園の乳児室又はほふく室の面積に係る要件は、前項の規定にかかわらず、設備運営基準第四 九後段に定めるところによる。

(教育及び保育の計画)

第7条 認定こども園は、法第6条に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領

(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事の提供等)

- 第8条 認定こども園は、当該認定こども園に在籍している子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、子どもに提供する食事は、当該認定こども園に在籍している子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、子どもに提供する食事は、食品の種類及び調理の方法について、栄養並びに認定こども園に在籍している子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 子どもに提供する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第9条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する者の資質 の向上等を図る体制を整えておかなければならない。

(子育て支援事業)

第10条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用して行うものとし、認定こども園は、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と

認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の 各号に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと
 - (2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める観点から、地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること

(情報開示)

第11条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、 開園時間、施設設備、利用者負担額、子育て支援事業等に関する情報を開示しなけ ればならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第12条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、 防犯等に関する体制を整えておくとともに、認定こども園において事故等が発生し た場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入して おかなければならない。

(教育及び保育の評価等)

- 第13条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立っ た教育及び保育の質に係る点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。 (地方裁量型認定こども園に係る要件)
- 第14条 設備運営基準第一 三に規定する地方裁量型認定こども園(以下「地方裁量型認定こども園」という。)は、第3条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第49号)で定める基準のうち保育所に係るものに該当すること
 - (2) 設置者(設置者が法人である場合にあっては、アに限り、当該法人の役員)が

次のいずれにも該当すること

- ア 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと
- イ 地方裁量型認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること
- ウ 財務内容が健全であること

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第15条 設備運営基準(設備運営基準を改正する告示を含む。)又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。同省令を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による要件に適合している認定こども園が当該要件に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第6条第1項(第2号及び第3 号に係る部分に限る。)の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定の施行の際、現に存する認定 こども園のうち、同項(同号に係る部分に限る。)に定める認定の要件(以下「第2号要件」という。)に適合しないものであって、沐浴用設備に代わるものとして 市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号 の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあっては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「同じ。)」とあるのは「同じ。)又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

3 第6条第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の施行の際、現に存する認定 こども園のうち、同項(同号に係る部分に限る。)に定める認定の要件(以下「第 3号要件」という。)に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代 わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月 1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該認定 こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させる ことについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあっては、当該事由 が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「いう。)」とあるのは「いう。) 又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抄)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が都道府県の 条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認 可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規 定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省 令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第4章において同じ。) の認定を受けることができる。

2 省略

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設(以下「連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

4-9 省 略